

## 焼津市告示第161号

令和6年度焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月19日

焼津市長 中野 弘道

### 令和6年度焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、アスベストの飛散による健康被害に対する市民の不安の解消を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）附属第Ⅱ編イ-16-(12)及びロ-16-(12)に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業に基づき民間建築物吹付けアスベスト対策事業を実施する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項に規定する石綿等をいう。
- (2) 民間建築物 国、地方公共団体その他公の機関以外の者が所有する建築物をいう。
- (3) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業 民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材（建築用仕上げ塗材が施工されているものを除く。）に係るアスベストの含有の有無を分析する調査（以下「含有調査」という。）を行う事業をいう。
- (4) 所有者等 補助対象建築物の所有者及び次条に規定する補助対象建築物を管理し、又は使用する者で、当該建築物に係る第3号に規定する事業の実施に関し、所有者の同意を得られるものをいう。
- (5) 調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する建築物石綿含有建材調査を行う者をいう。

#### (補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、市内に存する民間建築物であって、アスベストが吹き付けられているおそれがあるものとする。

#### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象建築物において、調査者による調査に基づき実施するもので、建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821003号厚生労働省労働基準局長通知）により示された分析方法（JIS A 1481-1

からJIS A 1481-4) を標準として行うものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 国又は焼津市以外の地方公共団体から、アスベスト対策に係る補助金の交付を受けているもの

(2) 同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）内に存する建築物について、補助金の交付を受けようとする事業と同一の事業に係る補助金の交付を受けたもの

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費 補助対象建築物において、当該事業に要する経費のうち、所有者等が含有調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う経費

(2) 補助額 補助対象経費の額とし、1棟当たり25万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に変更の内容が分かる書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(2) 事業の中止又は廃止をしようとするとき。

(3) 事業の遂行が困難となったとき。

（変更等の承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更等承認通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業完了実績報告書（第5号様式）に、別表第2に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 焼津市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

(関係書類の整理等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を補助対象経費とすることを要しない場合にあっては消費税等申出書(第8号様式)を、第6条第1項の規定による申請の際に添付しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別表第1（第6条関係）

補助金交付申請書に添付する書類
(1) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等を明らかにする書類
(2) 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の当該事業に係る承諾書
(3) 確認済証、検査済証その他申請に係る補助対象建築物の建築年月及び用途等を証明する書類の写し
(4) 補助対象建築物の全景、対象部位及び吹付け状況等が確認できる写真
(5) 補助対象建築物を明示した配置図、各階平面図等
(6) 分析機関の調査仕様書及び含有調査経費の見積書の写し
(7) 調査者であることを明らかにする書類
(8) 消費税等申出書（第8号様式）（申請者が消費税を補助対象経費とすることを要しない場合に限る。）
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第2（第9条関係）

完了実績報告書に添付する書類
(1) 分析機関が発行した含有調査結果報告書の写し
(2) 含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
(3) 調査箇所に係る吹付け建材を調査者が採取中の写真及び採取後の現場写真
(4) 含有調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類